

意見聴取の方法等

農地中間管理機構から貸付予定の農用地等について

農地中間管理機構が貸し付ける予定の下記の農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

利害関係人で意見のある方は、期間内に当機構まで意見書（様式自由 住所、氏名連絡先（電話）を明記）を提出してください。

令和3年〇月〇日

（公社）あおもり農業支援センター
（青森県農地中間管理機構）
理事長 高谷 清孝

| 市町村名 | 農用地等の所在 | 貸付期間（予定） | |
|------|--------------|----------|-----|
| | | 始 期 | 期 間 |
| 〇〇市 | 〇〇市大字〇字〇1番2号 | 令和〇年〇月 | 10年 |
| 〇〇市 | 〇〇市大字〇字〇4番1号 | 令和〇年〇月 | 6年 |
| 〇〇町 | 〇〇町大字〇字〇2番5号 | 令和〇年〇月 | 10年 |
| 〇〇町 | 〇〇町大字〇字〇2番6号 | 令和〇年〇月 | 10年 |
| 〇〇村 | 〇〇村大字〇字〇124番 | 令和〇年〇月 | 8年 |